

新型コロナウイルス感染症
インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)以外の感染症 用

保護者の皆様へ

比叡山高等学校
校長 竹林 幸祥

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

下記の病気は、学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条によって、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっています。

◎学校感染症と出席停止

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	医師の許可があるまで(治癒するまで)
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき	医師が感染のおそれがないと認めるまで

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの場合、別の用紙をダウンロードしてください。

- ・治癒し、医師から登校の許可が出ましたら、診断書または下記の用紙を担任に提出してください。
- ・上記の病名の「疑い」も出席停止扱いに含まれます。医師の指示に従ってください。

キ リ ト リ

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)以外の感染症 用

学校感染症による医師からの連絡(出席停止の取り扱いについて)

比叡山高等学校
学 校 長 様

年 組 番 生徒氏名

疾 病 名

出席停止期間 令和 年 月 日() から 月 日() まで

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名